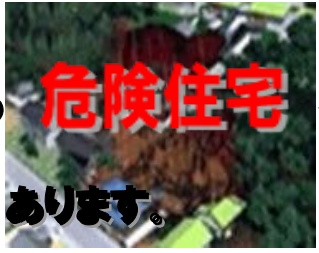


土砂災害特別警戒区域 **レッドゾーン** などに建つ **危険住宅** を **安全な場所に移転する補助制度** があります。



静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助制度の概要

・ がけ地近接移転事業とは

危険ながけに接して建っている住宅を安全な場所に移転する市民に対して国、静岡県、静岡市が費用の一部を助成する制度です。

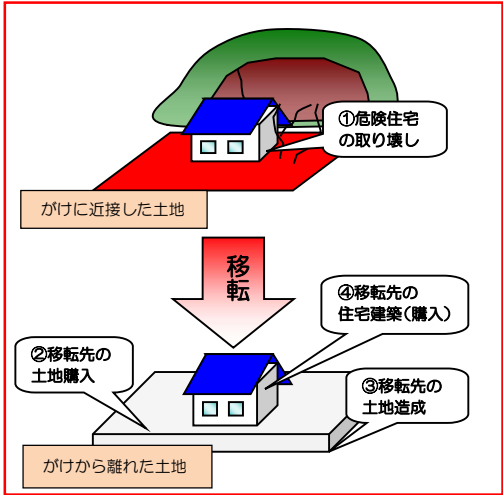
・ 補助の対象となる住宅は

移転前の住宅は、次のいずれかに該当する区域に建つ既存不適格住宅*、又はこれらの区域のうち、大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅です。（既存不適格住宅*とは、建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた住宅のこと）

- 災害危険区域（建築基準法に基づき、県知事が指定）
- がけ条例規制区域内（建築基準法、県条例 10 条に基づく建築制限区域）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県知事が指定。レッドゾーンと言われる）
- 土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域（土砂災害防止法第 4 条第 1 項に規定する基盤調査を完了）

・ 補助金の額は

予算の範囲内で次の額の合計額となります。



(限度額はR4年4月現在)

補助対象	補助対象経費	限度額
① (移転前)危険住宅の除却	移転により不要になる住宅の除却費	97万5千円
② 移転先の土地の購入	金融機関から融資を受けた場合の利息返済額 (年利率 8.5% を限度とする。)	206万円
③ 移転先の敷地の造成		60万8千円
④ 移転先住宅の建築、購入		465万円

・ 補助事業の流れ

事前相談、事前審査が必要です。早期にご相談ください。

前年度：事業の前年度に事前相談、協議が必要。（市は、国、県に予算要望）

事業年：4月～5月 補助申請後、交付決定を受けてから事業に着手。

翌年3月までに移転工事を完了し、完了報告、補助金請求。

静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金 Q & A

Q 1 敷地の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定され、住宅が建っている場所はイエローゾーンです。補助の対象になりますか？

A 1 補助の対象となるのは、土砂災害特別警戒区域(レッド)に建つ住宅です。住宅の一部がレッドの区域にかかっている場合は補助の対象になりますが、イエローでは対象になりません。指定図で確認して下さい。（本市では、建設政策課で閲覧できます。）

Q 2 危険住宅を撤去し、住宅を新築完成する工事期間はいつまでですか？

A 2 この補助事業は単年度事業ですので、その年度内に完成させてください。都合により、1年目に危険住宅の撤去を行い、次年度に住宅を新築することはできますが、その場合は相談してください。この場合、補助金は1年分のみとなります。

Q 3 仕事の都合上、現在ある物置を残したり、また、危険住宅を物置として再利用することはできますか？

A 3 物を置くだけの単純な物置は残して結構です。また、やむを得ず危険住宅を物置として再利用する場合は、住宅として機能しないよう、台所、風呂場等の設備や建具、床等を取りはずしてください。

Q 4 危険住宅撤去後の跡地はどうしたらよいのですか？

A 4 建物は建てられません。畑、駐車場などに利用してください。

Q 5 建物助成費として受け入れたお金を一括して金融機関の利子支払にあててよいですか？

A 5 それはできません。計画された借入れた年数に応じ支払ってください。

Q 6 危険な場所の住宅を除却し、安全な場所に建っている息子の家に同居することにした場合、もとの住宅を解体する費用の補助がでますか？

A 6 安全な場所に住まいを移転したことになりますので、危険住宅の解体費用のみ、補助の対象になります。

Q 7 住宅を移転せずに、安全な住まいにすることはできますか？

A 7 自己負担で土砂災害防止のための擁壁設置などの対策を行う場合の補助制度がありますが、詳細は担当課に相談してください。（担当：建設政策課土木防災係）

問い合わせ先 静岡市 都市局建築部住宅政策課 住まいまちづくり係
電話番号 054-221-1590 ファックス 054-221-1135